

健康保険被保険者証の廃止に伴う雇用関係確認書類の取扱いについて

令和6年12月1日までに発行済みの健康保険証の有効期間が令和7年12月1日に終了することに伴い、雇用関係の確認書類を下記のとおりとします（事業所の名称が記載されたものに限る）。

なお、令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は確認書類として認められません。マイナ保険証等も認められませんのでご注意ください。

＜雇用関係の確認書類＞

- ・対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・^{注1}市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・^{注1}健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定通知書の写し
- ・その他、公的機関等の発行した書類で雇用関係が確認できるものの写し

注1 開札日・通知書の通知日によって、過年度分の通知書の提出を求めることがあります。

※従前から健康保険者被保険者証以外に認めていた書類に変更はありません。